

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校
前期課程の学級編制基準

昭和四五年四月一日

教育委員会至公示第一三号

最新改正 令和七年三月三十日
教育委員会至公示第十一号

東京都の公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	一学級の児童又は生徒の数	三十五人	三十人
連続する二つの学年の児童で編制する学級	一学級の児童又は生徒の数	十人	八人
学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	一学級の児童又は生徒の数	四十人	八人
同学年の生徒で編制する学級	一学級の児童又は生徒の数	三十人	三十人
学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	一学級の児童又は生徒の数	三十人	三十人

備考

- 中学校第一学年にあつては、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が三十五人を超える場合において、一学級の生徒の数を二十五人として、学級を編制することができる。
- 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第一学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第一学年及び第六学年の一学級の児童又は生徒の数の基準は、その学年を一つの学級として編制する。